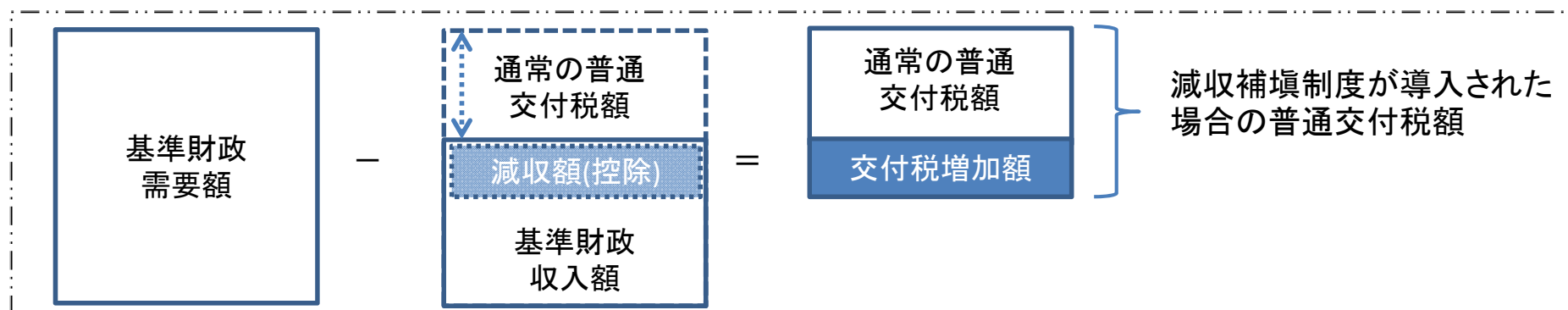


減収補填制度について

減収補填制度の概要

- 基準財政収入額の算定にあたり、地方税法第6条により地方団体が任意で課税免除・不均一課税をした場合の減収については考慮しない(減収を補填しない)ことが原則。
- 個別立法に基づき、一定の地域において企業立地等により地域振興等を図るため、地方団体が行う課税免除・不均一課税による減収については、基準財政収入額から控除することにより、当該減収を交付税で補填。

[イメージ]



<対象税目> 事業税、不動産取得税、固定資産税 (事業税、固定資産税については、取得後3年間又は5年間の措置)

- <実績>
1. 根拠法律数 : 9 法律
 2. 平成26年度の減収補填額 : 114 億円

減収補填制度の見直し

減収補填制度のうち、平成26年度末に適用期限を迎えるもの等について、延長の可否を判断。
併せて、国税の特例の見直しも参考にしつつ、対象事業、取得価格要件の見直し等を行う。

スケジュール

平成27年4月1日 改正省令施行